

令和5年第1回定例会環境生活委員会会議録

令和5年3月8日

午前10時

全員協議会室

出席者氏名

後藤 敦志	委員長	札野 章俊	副委員長
山宮留美子	委員	滝沢 健一	委員
大竹 昇	委員	鴻巣 義則	委員

執行部説明者

市長	萩原 勇	市民生活部長	荒楨 由美
産業経済部長	菅沼 秀之	都市整備部長	落合 勝弘
市民窓口課長	持田 優	税務課長	大堀 敏雄
納税課長	関口 道治	コミュニティ推進課長	鴻巣 倫子
生活安全課長	重田 正光	商工観光課長	海老原雅男
農業政策課長	秋山 正典	農業委員会事務局長	松崎 竜弥
環境対策課長	渡辺 一也	都市計画課長	仲村 真一
道路整備課長	永井 悟	下水道課長	石井 孝幸
都市施設課長	橘原 剛	都市施設課長補佐	生井 利幸（書記）

事務局

課長補佐 清宮 恒之

議題

議案第6号 龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例について
議案第15号 龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第16号 龍ヶ崎市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
議案第17号 龍ヶ崎市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例について
議案第18号 龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例について
議案第19号 龍ヶ崎市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第20号 令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第9号）の所管事項
議案第26号 令和4年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第4号）
議案第27号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計予算の所管事項
議案第32号 令和5年度龍ヶ崎市下水道事業会計予算

○後藤委員長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様申し上げます。

本日、傍聴の申出がありますのでこれを許可いたします。

ここで、傍聴の皆様一言申し上げます。

会議中にご静粛をお願いいたします。

まず、議案審査の順序につきましては条例、補正予算の順に行い、その後、予算議案について審査を行います。また、所属委員以外の議員につきましては別室にてこの会議の様子をリモート中継により視聴いただいております。このため、発言の際はマイクに向けて聞き取りやすい発言を心がけていただきますようお願いいたします。

なお、感染症防止対策と体調管理に努めるため、1時間を目安に休憩を取りながら会議を進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託された議案第6号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号の所管事項、議案第26号、議案第27号の所管事項、議案第32号の10案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、質疑は一問一答をお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第6号 龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荒楨市民生活部長。

○荒楨市民生活部長

それでは、議案書の16ページ、新旧対照表12ページをお開きください。

議案第6号 龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

この改正につきましては、令和5年4月から全国統一的に地方税共通の電子システムによる二次元コード、QRコードが市税の納付書に付設されることに伴いまして、これまでの市税等納付に関する取扱いが変更になり、督促手数料徴収に係る納付書再発行に要する経費の増加や事務の煩雑化が想定されますことから、事務の効率化及び費用対効果、また税等各種料間の公平性などを勘案し、市税及び各種料に係る督促手数料を廃止することに伴いまして、市税条例等の一部を改正するものでございます。

既に関東地方におけます多くの市町村では市税に係る督促手数料の徴収を廃止しておりまして、茨城県につきましても44市町村のうち既に10市町で廃止しておりまして、特に茨城県南部ではつくば市、守谷市、つくばみらい市が令和3年3月末に、土浦市が令和4年3月末をもって廃止をしております。

また、茨城県や国のいずれにおきましても、督促手数料の徴収規定はなく、督促手数料は徴収しておりません。

このような状況の中、本市におきましても督促手数料の徴収に係る事務の効率化などを勘案し、納付書に二次元コード、QRコードの付設が開始されます令和5年度を機に、税や料に係ります督促手数料を廃止したいと考えております。

条例の改正でございますが、市税督促手数料徴収の根拠となります龍ヶ崎市市税条例のほか、市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例、龍ヶ崎市後期高齢者医療に関する条例、龍ヶ崎市介護保険条例の計4本をまとめて改正させていただきたいと考えております。

今回の改正によりまして、市県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の市税のほか、下水道使用料、農業集落排水使用料、下水道受益者負

担金、後期高齢者医療保険料、介護保険料の合計 10 の税や料に係ります現状 1 件当たり 100 円の督促手数料を廃止することになります。

最後に条例の施行日でございますが、令和 5 年 4 月 1 日を予定させていただいております。令和 5 年 4 月 1 日以降に納付期限が到来する税や料につきましては、督促手数料を徴収しないということになります。

なお、督促状の発送につきましては、地方税法の規定によりまして引き続き行うものがございます。

督促手数料の廃止によりまして事務の効率化が図れた部分につきましては、さらなる収納率の向上に向けて納期内納税の推進や徴収業務に力を注いでいきたいと存じます。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願います。

○後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

[発言する者なし]

○後藤委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第 6 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 15 号 龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

荒楨市民生活部長。

○荒楨市民生活部長

それでは、議案書の 30 ページ、新旧対照表の 33 ページをお開きください。

議案第 15 号 龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正につきましては、市役所のデジタル窓口推進の一環としまして、印鑑証明書の申請をスマートフォンやタブレット端末などからマイナンバーカードを使用してオンラインで行えるようにするため、印鑑条例の一部を改正するものでございます。

住民票と併せまして、市の公式 L I N E からマイナンバーカードを使ってオンラインで印鑑証明書の申請ができるようにするものです。

現在は市役所などの窓口やコンビニエンスストアでの申請交付に加えまして、時間に関係なく、いつでもどこでも申込みが可能となります。手数料や郵送料につきましては L I N E P a y やクレジットカードによるオンライン決済となりまして、証明書につきましては申請者へ郵送でのお届けとなります。手数料は窓口での交付と同額となりまして、住民票及び印鑑証明ともに 300 円となります。

施行日は令和 5 年 4 月 1 日となります。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第 15 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 16 号 龍ヶ崎市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

菅沼産業経済部長。

○菅沼産業経済部長

それでは、議案第 16 号 龍ヶ崎市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書は 31 ページ、32 ページ、新旧対照表は 34 ページ、35 ページとなっております。お開きください。

この条例は龍ヶ崎市中小企業事業資金融資あっ旋条例に基づく保証融資において信用保証協会が金融機関に対して代位弁済を行い、市が信用保証協会に対し損失補償を行ったことで生じる回収金の返還を受ける権利につきまして、中小企業等の事業再生の促進を目的とする権利放棄に関する事項を定めたものでございます。

このたびの改正は、産業競争力強化法の施行に伴い、条例において引用しております産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法が改正されたことから生じております条文の矛盾を改正することに加え、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画に基づく求償権の放棄に係るものにつきましても回収金の返還を受ける権利を放棄することができるものとしたものでございます。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしく願いお願いいたします。

○後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第 16 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 17 号 龍ヶ崎市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

龍ヶ崎市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書の 33 ページ、新旧対照表の 36 から 39 ページをお開きください。

まず、本条例の改正に至る背景といたしまして、国の再生可能エネルギー電気利用促進に関する特別措置法、いわゆる再エネ特措法の改正に伴いまして、発電設備の廃棄に係る外部積立ての義務づけがなされ、事業終了後の対応を見据えた法整備が進められました。

このような中、今回の条例改正は再エネ特措法の改正に準拠するとともに、茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインとのそごを回避するため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、通称FIT制度が始まってから 10 年が経過した太陽光発電設備事業終了後の廃止に係る問題の対応として、所要の改正を行おうとするものでございます。

条例の主な改正の内容でございますが、はじめに条例の名称につきまして、条例中に設置後の管理に関する内容を追加いたしますことから、龍ヶ崎市太陽光発電設備設置事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例に改めるものでございます。

また、第 1 条の目的において、設備の設置及び管理に関する規定を追加しております。

次に、第 2 条において用語の定義を整理し、同条第 1 号中、太陽光発電設備設置事業を太陽光発電設備に改めるとともに、第 2 号及び第 3 号において新たに設置事業と発電事業を追加し、これに伴う号の繰下げなど所要の改正を行うものでございます。

次に、第 4 条、事業者の責務において、改正前条例では設置事業のみを対象としており、第 2 項において前項の規定は事業完了後も継続する旨の規定をしておりましたが、今回の改正により、設置後の発電事業までを規定いたしますことから同項を削除するものでございます。

次に、第 13 条において設置事業中における標識の設置について追加規定し、これを義務づけております。

次に、第 16 条において適正な維持管理として、発電事業中の維持管理に努めなければならない旨の追加規定をしております。

次に、第 17 条において発電事業の廃止に関して、発電事業の廃止及び設備の撤去について届出の義務規定を設けております。

このほか、今回の改正に伴い影響のある各条項について用字用語の整理等を行うなど所要の改正を行うものでございます。

なお、本条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

説明につきましては以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

札野委員。

○札野委員

すみません、1 点だけ。

これは今までに既に稼働している事業者に対しても通知を出すという形でよろしいんでしょうか。

○後藤委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

通知を出すのかどうかという周知の方法については今検討しているところですが、条例において過去に設置されたものについても遡及して適用するというふうを考えています。

○後藤委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○後藤委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第 17 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 18 号 龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例についてです。

議案書の 36 ページ、新旧対照表の 40 ページをお開き願います。

改正前条例におきまして協議会委員の定数は第 3 条第 1 項において、協議会は委員 18 人以内をもって組織すると規定しております。今回同協議会へ 2 人の委員を追加するに当たり、委員 18 人以内から委員 20 人以内に改正しようとするものでございます。

追加する 2 人の委員につきましては、まず第 3 条第 2 項第 1 号委員として茨城運輸支局長またはその指名する者として、現在既に茨城運輸支局から企画担当の委員にご参加をいただいておりますが、さらに輸送担当についても委員に加えてほしい旨、当局から要望を受けているところでございます。また、5 号委員として、交通事業者の代表者またはその指名する者として、既に 4 事業者、内訳といたしましては関東鉄道株式会社、こちらから 2 人、平成観光自動車株式会社、そして有限会社佐貫タクシー及び龍ヶ崎地区タクシー運営協議会から各 1 人が委員としてご参加いただいております。他の複数の委員から、東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）からも委員に加わってほしいとの要望をいただいていることなどから、新たに委員に加わってもらおうとするものでございます。

当該協議会に 2 人の委員が新たに加わりますことで、多様な立場との調整や多様な立場からのニーズの把握ができることや、より広域的な見地から施策を検討することができるようになるものと考えております。

なお、本条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

[発言する者なし]

○後藤委員長

別にならないようですので、採決いたします。

議案第 18 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 19 号 龍ヶ崎市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

龍ヶ崎市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書の 37 から 38 ページ、新旧対照表の 41 から 43 ページをご覧ください。

これは道路構造令の一部を改正する政令の改正に伴い、当該条例に影響する箇所を改正しようとするものでございます。

道路構造令においては自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯を新たに追加し、自転車通行帯の設置要件を規定しております。道路構造令の改正に準拠し、当該条例第 8 条の 2 において自転車通行帯について追加規定をしようとするものでございます。

自転車通行帯は、自動車や自転車の交通量が多い地方部の第 3 種または都市部の第 4 種の道路の車道の左端寄りに通行帯を設けるものでありますが、その幅員は道路交通法に基づく普通自動車専用通行帯と同様の 1.5 メートル以上とし、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合においては 1 メートルまで縮小することができるものであります。

次に、第 9 条において規定する自転車道設置要件として、自動車や自転車の交通量が多い第 3 種または第 4 種の道路で、設計速度が 1 時間につき 60 キロメートル以上であるものを追加するものでございます。

ここで、道路構造令の一部を解説いたしますと、道路構造令では設計速度を「道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう」と定義しておりますが、いわゆる速度規制とは異なっております。また、道路構造令によって道路の種類や等級が決められておりますが、設計速度が時速 120 キロメートルから 20 キロメートルまでの範囲で決められております。一般道路では地方部第 3 種は 1 級から 5 級まで、都市部 4 種は 1 級から 4 級までで設計速度も 80 キロメートルから 20 キロメートルまで決められております。

道路構造令における自転車道の改正ポイントといたしましては、自動車の速度が高い道路においては自転車道を整備することとし、その目安として速度が 50 キロメートルを超える場合に自動車対自転車の死亡事故が多くなる傾向にあることを踏まえ、設計速度が時速 60 キロメートル以上の道路については自転車道を設置することとしています。

条例改正の説明に戻りますが、このほか自転車通行帯等の規定の追加変更に伴い、条例中影響のある条項について用字用語の整理をいたしまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、本条例の改正は公布の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

山宮委員。

○山宮委員

すみません、1点だけ聞かせてください。

この条例を読んでいきますと、やむを得ない場合においてはその限りではないというのが何か所かあるんですけども、市内にはこの自転車通行帯を造らなければいけないようなところというのはありますか。

○後藤委員長

永井道路整備課長。

○永井道路整備課長

現在、市内の自転車の通行に関しましては、従来の歩道部分を自転車が行き通れるように所轄警察署、茨城県公安委員会のほうで自転車通行可という標識を設けまして、それで供用している路線がございます。この市道については主に通勤、通学で利用される道路や駅周辺などの道路、そのほかニュータウン地区の歩道など16路線がございます。

現状では新たに今回基準として自転車通行帯を設けるわけでございますけれども、こちらの整備につきましては幹線市道における、さっき言った通勤、通学などその通行量が増加して安全確保の観点から自転車の通行を分離する必要があるという事象が生じる路線においては、既存の道路の構造的なものや沿道の土地利用状況、こういったものを加味しながら茨城県の公安委員会、所轄の警察署とも連携協議して設置路線を選定するというようなものと現在は想定しているところでございます。

以上でございます。

○後藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

ありがとうございました。

歩道の幅が広くて自転車が行ける場所、結構あると思うんですけども、路上が相当傷んでいるんですね。なので、それが危険な場合がありますので、その辺の確認をしていただきながら、少しでも安全に自転車と歩行者が行き通れるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○後藤委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○後藤委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第19号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第20号 令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第9号）の所管事項について、執行部から説明を願います。

荒楨市民生活部長。

○荒楨市民生活部長

それでは、議案書別冊1の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第20号 令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第9号）について説明をさせていただきます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億4,482万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ303億9,307万1,000円とするほか、継続費、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものでございます。

なお、各所管に係ります職員及び会計年度任用職員に係る給与費につきましては説明を割愛させていただきます。

5ページをお開きください。

第2表継続費の補正でございます。

1段目、新長戸コミュニティセンター実施設計費です。実施設計額の確定による減額変更でございます。

○菅沼産業経済部長

次の第3表、繰越明許費補正です。

これは諸般の事情により今年度内に事業が完了できなかったものについて繰越しするものでございます。

まず、第3表中の一番上でございますふるさと龍ヶ崎応援事業でございます。これは、報奨費409万2,000円を繰り越すもので、寄附者への返礼品とその送料に係る費用となります。ふるさと納税につきましては、12月に寄附が集中する傾向があり、また、本市の返礼品として人気のあるカガミクリスタル製品につきましては製造に時間を要することから、返礼品の発送が4月以降となってしまうため繰越しするものです。

○荒楨市民生活部長

その下の個人番号カード普及促進費です。内容につきましては、歳出でご説明させていただきます。

○菅沼産業経済部長

四つ飛びまして、農業経営基盤強化促進対策事業です。当該事業は国が産地担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械、施設の導入について支援する国補事業で、市内で大規模に水稻を経営している法人が事業の採択を受け、農業用機械を導入する予定でしたが、世界的な半導体不足による電子機器の納入が遅延しており、年度内の完了が厳しい状況となったため、茨城県及び関東農政局と協議し、繰越し対応とすることとなったものです。

その下、土地改良事業です。当該事業の県単独土地改良事業助成事業につきましても、牛久沼土地改良区が実施している用水機場、電気設備更新工事の資機材、電子部品等の納期が先ほどと同様の理由により遅延し、年度内に完了することが困難となったため、県と協議し、当該工事分の22万5,000円を繰越し対応としたところでございます。なお、当該事業の補充率は補助対象額に対し茨城県2分の1、当市が4分の1となっております。

○落合都市整備部長

その下になります。道路改良事業、市道第1-45号線整備事業、若柴町地区、市道第1-380号（佐貫3号線）線整備事業、これも若柴町地区でございます。市道第3-309号線整備事業、半田町地区ほかとなっております。市道第3-373号線ほか整備事業、これ

はつくばの里工業団地内向阳台地区となっております。

それから、橋梁維持補修事業でございます。9段目の都道改良事業、市道第3-47号線舗装工事、これは大塚町地区でございますが、この改良事業につきましては2度の入札不調により年度内に適正工期を確保できないため繰越しを行うものでございます。

また、12段目、長戸コミュニティセンターへの進入路となる市道第3-309号線整備事業につきましては、道路拡幅に伴う信号機移設作業に不測の日数を要するため、繰越しを行うものでございます。

その他の事業につきましては国の補正予算を活用し、当初予算と一体的に実施するため繰越しを行うものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。

○荒楨市民生活部長

第5表、地方債補正です。

7ページは変更になります。1段目のコミュニティセンター整備事業です。駒馬台コミュニティセンタートイレ改修工事による起債上限額を増額しようとするものです。

その下、新長戸コミュニティセンター整備事業です。新長戸コミュニティセンター整備工事実施設計額の確定により減額変更しようとするものでございます。

○菅沼産業経済部長

その下の県営土地改良費用です。当該土地改良事業でございます、こちらは対象2地区ありますが、大塚上地区につきましては河川関係機関との調整に不測の日数が要したため、計画を次年度以降に実施することとし、事業債が減額となりました。しかしながら、川原代地区におきましては施行箇所と工事の延工を行うこととなり事業債が増額、その結果1,400万円を増額し、2,690万円とするものです。

○落合都市整備部長

その下になります。地方道路等整備事業でございます。こちらにつきましては、繰越明許費補正でご説明申し上げましたとおり、国の補正予算の活用に伴う事業費の前倒しにより限度額を2億3,210万円増額するものでございます。

続いて、その下、排水路整備事業でございます。こちらにつきましては、工事請負費の増額に伴い限度額を370万円増額しようとするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

○荒楨市民生活部長

ここから歳入になります。

はじめに、2番目の箱で駐輪場使用料です。250万円の減額です。これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして駐輪場の利用者数が減少しておりますことから、年間見込み収入額を再度算出しまして、当初予算額との差額を減額するものでございます。

続きまして、4番目の箱になります。個人番号カード交付事務費です。これは後ほど歳出でご説明いたします個人番号カード普及促進費の個人番号カード臨時窓口改修工事に対します国庫補助金です。補助率は対象経費の10分の10です。

○落合都市整備部長

ここから五つ飛びまして、0001及び0002の社会資本整備総合交付金、耐震診断分と耐震改修分につきましては、補助対象事業費の確定に伴う減額となっております。

続きまして、その下、社会資本整備総合交付金道路整備分及び舗装修繕分でございます。先ほど繰越明許費補正でもご説明申し上げました市道第1-380号線（佐貫3号線）の整

備事業、そして市道第1-45号線整備事業、ともに若柴町地区でございますが、そのほか市道第3-375号線ほか整備事業、向陽台地区、これに加え市道第1-2号線整備事業、松葉長山地区を対象とした交付金で補助率は2分の1でございます。

続きまして、12、13ページをお開きください。

○菅沼産業経済部長

上から3枠目の中段、目が4、農林水産業費県補助金です。こちら農地利用最適化交付金で46万5,000円の増額です。これは農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化の推進に要する経費に対し交付されるもので、農業委員会の活動実績に応じ算定され、国より追加割当てがあったものです。

次の、儲かる産地支援事業費です。157万2,000円の増加につきましては、昨年12月に要望調査が実施され、市内で農業を営む農業者から要望がありましたことから、県に要望書を提出したところ、令和5年1月13日付の事務連絡にて、茨城県県南農林事務所長より内示の連絡が届いたため増額補正するものでございます。

次の水利施設管理強化事業費です。40万9,000円の増額につきましては、市内の水利組合1団体から活用の意向が届いたため予算措置するものでございます。こちらは国で令和4年度補正予算にて省エネルギー化推進計画に基づき、農業水利施設の省エネ化及びコスト削減に取り組む施設管理者に対し支援金を交付する支援策を新たに創設いたしました。この事業は対象となる施設の令和4年度における電力量及び諸油脂費の高騰分の7割に相当する金額を交付する事業となっております。

○落合都市整備部長

その下の、土木費県補助金中、節の1、土木管理費補助金のコードナンバー0002 木造住宅・ブロック塀等耐震化支援事業でございます。こちらにつきまして補助対象事業費の確定に伴う減額でございます。

○荒楨市民生活部長

下から2番目の箱になります。市税延滞金です。470万円の減額です。これは納付期限内の納付が増加したこと、また今年度における滞納整理では、延滞金が加算されるような滞納税の徴収が少なかったなどの理由から減額するものでございます。

その下、コミュニティセンター整備事業債です。これは駒馬台コミュニティセンタートイレ改修工事に伴う増額でございます。

その下、新長戸コミュニティセンター整理事業債です。これは新長戸コミュニティセンター整備工事、実施設計、業務委託前払い分の確定による減額でございます。

○菅沼産業経済部長

次の目が3、農林水産業費債 0001 県営土地改良事業債 1,400万円の増額についてです。当該土地改良事業であります大塚上地区につきましては、河川関係機関との調整に不測の日数を要したため事業債が減額となりました。ただ川原代地区につきましては施工箇所と工事の変更を行うこととなり事業債が増額、この結果1,400万円を増額し2,690万円とするものです。

○落合都市整備部長

その下になります4、土木費債、節の1、道路橋梁費債の 0001 地方道路等整備事業債でございます。こちらにつきましては国の補正予算の活用に伴う事業費の前倒しにより増額するものでございます。

続いて、その下、河川債の 0001 排水路整備事業債でございます。こちらにつきましては工事請負費の増に伴い増額をするものでございます。

14、15 ページをお開きください。

ここから歳出になります。

上から5段目の10 地域振興費中、事業ナンバー01024400 コミュニティバス運行事業でございます。こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症の影響も含め、年間利用者数が想定を下回ったことによる収入見込額と、実際の収入額との差額分の445万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、その下、事業ナンバー01024500 公共交通対策費でございます。こちらにつきましては交通事業者を支援する補助金の算定において、事業者所有のタクシー1台、これは竜ヶ崎合同タクシー分でございますが、このタクシー1台が廃止されたことに伴い補助対象外となったため、10万円を減額するものでございます。

○荒楨市民生活部長

その二つ下、新長戸コミュニティセンター建設事業の委託料です。新長戸コミュニティセンター整備工事、実施設計につきましては、実施設計業務委託前払い分確定に伴う減額でございます。

旧長戸小学校体育館改修工事实施設計につきましては、実施設計業務委託前払い分確定に伴う増額でございます。

16、17 ページをお開きください。

2段目の個人番号カード普及促進費の工事請負費です。これはマイナンバーカードの臨時窓口開設に伴う工事費用です。現在市民窓口課におきましてはマイナンバーカードの手続をされる方の増加に伴い、多くの待ち時間や混雑が発生している状況が続いております。今後につきましてもこのような状況が続くことが予想され、現在の場所でのスペースの拡張が難しいことから、本庁舎地下1階の一角を改修し、マイナンバーカードの臨時窓口を開設しようとするものです。

転入・転出などの移動手続や各証明書交付の窓口とマイナンバーカードに関する窓口を分けることで、混雑を緩和し市民の方が円滑な手続ができるように設置するものです。改修の設計や工事に時間を要するため、開設は8月頃を予定しております。また、開設が令和5年度になりますことから繰越明許費補正を行うものです。この改修費用は歳入で計上しております国庫補助の対象経費となりまして、補助率は対象経費の10分の10となります。

20、21 ページをお開きください。

○菅沼産業経済部長

2番目の枠、一番上の目が1、農業委員会費 01060200 農業委員会事務費の報酬が47万2,000円の増額です。これは農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化の推進に要する経費に対し交付されるもので、農業委員会の活動実績に応じて算定され、国より追加割当てがあったものです。

次の目が3、農業振興費の 01060800 農業公園湯ったり館管理運営費の委託料 627万円の増額です。これは今年度既に9月補正予算において原油価格の高騰に伴う電気料金及び都市ガス使用量の急激な上昇を見込んだ増額補正を行い、12月補正においては電気供給契約の更新に伴う電気料設定の変更から生じる電気料金の増額を見込んだ増額補正を行ったところでございますが、9月補正予算要求時以降のガス使用量の上昇が続いたことから、さらなる不足が見込まれるため、相当額について指定管理料の増額補正を行うものです。

次の 01061100 農業経営基盤強化促進対策事業の補助金、儲かる産地支援事業につきましては、昨年12月に茨城県から要望調査を実施され、市内で農業を営む農業者から要望があり県に提出したところ、事業の内示が示されたため、1件分157万2,000円の増額補正を行うものです。

次の 010631350 農業者等原油価格物価高騰対策事業は令和4年度地方創生臨時交付金を

活用し、7月専決にて予算措置を講じて実施しました龍ヶ崎市原油価格高騰緊急対策支援事業におきまして、当初は耕作面積や市域面積から算出した交付金 4,190 万円を見込んでおりましたが、実際には 2,499 万 5,000 円を交付しましたことから、差引きの 1,691 万 6,000 円を減額としたところ です。また、通信運搬費につきましては、当初の見込みよりも申請件数が少なかったことから、5万 5,000 円から 3万 1,000 円を減額補正するものです。交付金と通信運搬費合わせて 1,694 万 7,000 円を減額補正するものです。

次の目が 5、農地費の 01061500 土地改良費助成事業につきましては、土地改良区省エネルギー化促進事業といたしまして 604 万 6,000 円の予算措置を行うものです。この事業は各土地改良区が管理する機場等の用水配水施設に係る電気料金の高騰分に対する支援策として、茨城県がこの事業を実施しております。本市におきましても同様の支援策を実施するものでございます。なお、補助率につきましては茨城県が補助額 2 分の 1 以内として予算措置をしております。また、国が水利組合に対して支援する水利施設管理強化事業につきまして、市内の水利組合 1 件から要望を受けましたことから、40 万 9,000 円を予算措置いただいたところ です。合計で 645 万 5,000 円の補正予算を計上しています。

その下、01061600 土地改良助成事業です。次のページをご覧ください。土地改良助成事業につきまして、当該土地改良事項である川原代地区の負担金につきましては、歳入にもございましたが施工箇所の変更や施工による工法等の見直しにより 1,575 万円の増額となりました。

また大塚上地区の関係機関につきましては、関係機関との調整不足と日数を要したため、当初予定していた堤防を横断する管路計画を次年度以降に延ばしたため 150 万円の減額といたしましたことから、2 地区合わせて 1,425 万円の増額補正するものでございます。

2 番目の枠、目が 1、商工総務費 01070200 商工事務費です。98 万円の減額ですが、これは中小企業・小規模企業振興基本計画の作成資料とするためにしました事業者に対するアンケート調査業務委託の契約差金を減額するものでございます。

次の目が 2、商工振興費 01070610 事業者等原油価格・物価高騰対策事業です。これは令和 4 年 8 月から実施しました龍ヶ崎市事業者等原油価格・物価高騰対策支援金につきまして、事業が終了したことから不用額の 195 万円を減額するものでございます。

○落合都市整備部長

続きまして、3 段目の表、8、土木費、目が 2、建築指導費中、事業ナンバー 01080700 建築物耐震改修促進事業でございます。耐震診断費及び耐震改修計画費補助の事業費確定により 150 万円を減額するものでございます。

続きまして、その下の行、8、土木費、目の 3、道路新設改良中、事業ナンバー 01081700 道路改良事業でございます。こちらにつきましては補償金を伴う電柱等の移設がかかったため支出予定であります就業補償の、これは市道第 4-4 号線といたしましては羽原町地区でございますが、その就業補償分を除き 194 万円を減額するものであります。

続きまして、その下、事業ナンバー 010817500 市道第 1-45 号線整備事業、若柴町地区でございます。こちらにつきましては繰越明許費補正でご説明申し上げましたとおり、国の補正予算を活用するため前倒しとして予算措置を行い、令和 5 年度当初予算と一体的に実施する費用として 700 万円を増額するものでございます。

続きまして、その下、01081800 市道第 1-380 号線（佐貫 3 号線）整備事業でございます。こちらにつきましては先ほどと同様、令和 5 年度当初予算と一体的に実施する費用として 1 億 7,000 万円を計上するものでございます。

続きまして、その下、01081900 市道第 3-309 号線整備事業。長戸コミセンの進入路でございます。こちらにつきましては整備スケジュールの見直しに伴い工事内容の一部を先送りするため、1,600 万円を減額するものでございます。

続きまして、その下、事業ナンバー 010819500 市道第 3-373 号線ほか整備事業、向陽台地区、それから目の 4、橋梁維持費、事業ナンバー 01082000 橋梁維持補修費の松葉長山

地区につきましても、先ほどと同様令和5年度当初予算と一体的に実施する費用として1億1,700万円及び9,600万円をポイントで増額するものでございます。

24、25ページをお開きください。

上から2段目の表、8の土木費、排水路整備費中、事業ナンバー01082500排水路整備事業でございます。こちらにつきましては旧小貝川護岸工事について工法の変更が生じたことによる増額のほか、その他各工事の施工状況に応じて補正を行うものでございまして494万9,000円を増額しようとするものでございます。

続きまして、その下の表になります。8、土木費、1、都市計画総務費中、事業ナンバー01082800都市計画事務費でございます。こちらにつきましては、都市計画課にて所管している地図情報システムのデータ更新を佐貫市街地における大規模な地番公示の変更に対応するため、令和5年度に先送りしたことにより減額をしております。

続きまして、その下の表、8、土木費、1、下水道費中、事業ナンバー01083600下水道事業会計繰出金でございます。こちらにつきましては、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金の年間負担額確定による減額などにより1,899万円の減額を行うものであります。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

山宮委員。

○山宮委員

1点だけお聞きしたいんですけども、17ページ一番上、01028300個人番号カード普及促進費なんですけれども、地下1階に臨時窓口改修工事とありました。これ地下1階のどこに造られるんですか。

○後藤委員長

持田市民窓口課長。

○持田市民窓口課長

先月まで住民税非課税世帯の臨時特別給付金の窓口があった、元の職員の食堂だったところになります。

○後藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

職員の皆様、お昼を食べるのが本当に大変な思いをされているんですよ。やっとなそこが空いて、やっとなご飯食べられるようになって、またここが改修工事。ただ、これ臨時窓口ですよ。8月から工事をされて、ある程度個人番号カードが皆さんに普及された後は、食堂としてきれいに気持ちよく使えるように改修するのであればきちんとしていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○後藤委員長

持田市民窓口課長。

○持田市民窓口課長

もちろんそこも十分検討しておりまして、臨時窓口、今回改修しまして、事後の利用のことも考えて改修をしようと思っておりますので。

○後藤委員長
山宮委員。

○山宮委員
ぜひそのようにしていただいて、特に1階の市民窓口課の方たち、本当にお昼食べているときに大変なんですよね。なので、ぜひよろしくお願いします。
以上です。

○後藤委員長
ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○後藤委員長
別がないようですので、採決いたします。
議案第20号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第26号 令和4年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第4号）について執行部から説明を願います。
落合都市整備部長。

○落合都市整備部長
議案第26号 令和4年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

別冊2の1ページをお開きください。

この補正予算につきましては、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金の年間負担額の確定による減額、下水道事業会計の収入支出決算見込みによる消費税及び地方消費税の納付見込額の増額が主な内容となっております。

まず、第2条収益的収入及び支出でございます。

収入は、第1款公共下水道事業収益、第1項営業収益について、一般会計で負担すべき雨水処理関連経費の決算見込みにより509万5,000円を増額するものでございます。

次に、第2項営業外収益について、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金の年間負担額確定などによる補填財源としての一般会計補助金の減額、資産の減価償却等に合わせて収益化する現金を伴わない帳簿上の収益である長期前受金戻入の決算見込みによる減額により、6,930万2,000円を減額するものでございます。

次に、第2款農業集落排水事業費用、第2項営業外収益について、雨水処理関連経費の決算見込みにより、補填財源としての一般会計補助金40万円5,000円を減額するものです。

次に支出は、第1款公共下水道事業費用、第1項営業費用について、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金の年間負担額確定に伴う減額などにより3,544万7,000円を減額するものです。

次に、第2項営業外費用について、下水道事業会計の収入支出決算見込みによる消費税及び地方消費税の納付見込額の増額により799万2,000円を増額するものであります。

次に、第2款農業集落排水事業費用、第1項営業費用について、現金を伴わない帳簿上の支出である有形固定資産に係る減価償却費の決算見込みにより1万4,000円を減額するものであります。

次に、第3条資本的収入及び支出でございます。

収入は第1款公共下水道事業資本的収入、第1項企業債について、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の財源として借り入れる流域下水道事業債の決算見込みなどにより、340万円を減額するものであります。

次に、第2項他会計補助金について、企業債元金償還金の決算見込みにより、補填財源としての一般会計補助金485万6,000円を増額するものであります。

次に、第2款農業集落排水事業資本的収入、第1項企業債について、資本費平準化債発行額の確定により10万円を減額するものであります。

次に第2項、他会計補助金について、企業債元金償還金の決算見込みにより補填財源としての一般会計補助金50万5,000円を増額するものであります。

次に、支出は第1款公共下水道事業資本的支出、第1項建設改良費について、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の年間負担額確定に伴う減額により、109万9,000円を減額するものであります。

次に、2ページをお開きください。

第4条企業債でございます。

霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の財源として借り入れる流域下水道事業債の減額、公共下水道事業及び農業集落排水事業それぞれの資本費平準化債、発行額の確定により企業債の限度額を3億9,950万円とするものであります。

次に第5条他会計からの補助金及び第6条利益剰余金の処分につきましては、今回の補正予算に伴いそれぞれを改めるものでございます。

次に、3ページからの補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、補正予算給与費明細書、予定貸借対照表、令和4年度注記、補正予算明細書につきましては、今回補正予算に伴う既決予定額の変更、財務書類の変更等の説明書類となりますのでご覧いただきたいと思っております。

説明につきましては以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

〔発言する者なし〕

○後藤委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第26号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。休憩いたします。

午前11時10分再開の予定であります。

【休 憩】

○後藤委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより予算議案の審査に入ります。

議案第 27 号 令和 5 年度龍ヶ崎市一般会計予算の所管事項について、執行部から説明願います。

荒楨市民生活部長。

○荒楨市民生活部長

それでは、議案第 27 号 令和 5 年度龍ヶ崎市一般会計予算についてご説明をいたします。

予算書の 3 ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 277 億 7,000 万円で前年度と比較しますと 20 億 1,000 万円、7.8%の増となり、予算規模としましては過去最大となっております。

所管事項の詳細につきましては事前にご説明したとおりでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○後藤委員長

これより質疑に入ります。

はじめに、委員会所属委員から口頭により質疑を行いますので、執行部から答弁をお願いいたします。その後、所属委員以外の議員から書面質疑通告書が提出されておりますので、一覧表に基づき、議員ごとに私が指名いたしますので執行部から答弁をお願いいたします。

なお、令和 5 年度より予算書の様式が変更されていることから、質疑の際には該当する予算書のページもしくは予算要求状況表のページを発言してから質疑をお願いいたします。

それでは、質疑等ありませんか。

山宮委員。

○山宮委員

3 点ほどお聞きしたいと思います。

予算書の 87 ページ、真ん中辺りの龍ヶ崎市駅公衆トイレ管理費についてお聞きしたいんですけども、この清掃の内容について詳しくお聞かせください。

○後藤委員長

渡辺環境対策課長。

○渡辺環境対策課長

龍ヶ崎市駅前公衆トイレ、西口と東口に 2 か所あるんですが、それぞれ 2 か所 1 日 2 時間 365 日清掃を行っています。

○後藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

1 日 2 時間で 365 日毎日やっていただいているということですね。特に東口のトイレがとてもきれいになりまして、皆さん大変喜ばれているんですけども、きれいなのでちょっとの汚れとかちょっとのごみとかが目立つんですね。それで、特に女性トイレのほうなんですけれども、女性の利用された方がきれいにしてはくれているんだろうけれども、掃除がちゃんと行き届いているかどうか、それに対しての点検みたいなのは市のほうで行っているんでしょうか。

○後藤委員長

渡辺環境対策課長。

○渡辺環境対策課長

委託先のシルバー人材センターに委託しておりまして、毎月報告書などは上がってまいりまして、日々異常等があればその都度報告が入るようになっていきます。

○後藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

担当の方が男性か女性か分かりませんが、たまに入ってみてください。男性なのでそちらのほう入れないかもしれないんですが、どんなのか調べていただいて、チェックしていただくと、せっかく高いお金払ってきれいにしていますので長持ちさせたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、88 ページ、一番上の斎場運営費の備品購入費、これはどのような備品を購入されていますか。

○後藤委員長

渡辺環境対策課長。

○渡辺環境対策課長

備品の購入予定でよろしいですか。

令和5年度に購入する予定は会議用テーブル、会議用の椅子、スポットエアコンを予定しております。

○後藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

ありがとうございます。会議用のテーブルと椅子というふうになっているんですけど、和室のほうにあるテーブルとか、あとは備品ですね、湯飲み茶わんとか急須とかポットとか、そういうのチェックというのはされていますか。

○後藤委員長

渡辺環境対策課長。

○渡辺環境対策課長

和室のほうの湯飲みとかは消耗品等になるかと思うんですが、今年度11月から職員の方が斎場のほうに配置しておりますので、そちらのほうで確認をして、もしそれらに不都合があれば買い換える等はしていきたいと思っております。

○後藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

つい先日ご連絡いただいて、和室で使っている、火葬されている間待っていたり、その

後食事をされたり、親族の方たちがいらっしゃるんですけども、そこに附属されているテーブルが昭和時代のテーブルで、相当古くなっていると。脚が折れるようになっていてばたんと開いて使う椅子なんですね。ところがちょっとさびていて出しにくかったり、ちょっともしかしてきちんと立たないというのか、がちゃんと外れて危険な場合がありますので、ポットも相当古い物らしいんですね、使用頻度は少ないらしいんですが。その辺も、ほかの斎場はとてもきれいになりつつある部分があるので、龍ヶ崎市営斎場がそういうところもちょっとチェックをきちんとしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。これ要望なんですけれどもどうでしょう、いかがでしょうか。

○後藤委員長
渡辺環境対策課長。

○渡辺環境対策課長
斎場のほう、ちょっと現地のほうを確認しましてそういった不都合等あれば更新をしていきたいと思ひます。要望のほう承りました。

○後藤委員長
山宮委員。

○山宮委員
すみません、それでは最後、102 ページ。都市公園管理費について、需用費と委託料のところの内容を詳しくお聞かせください。

○後藤委員長
橘原都市施設課長。

○橘原都市施設課長
お答えいたします。都市公園管理費の需用費ということでございます。こちらにつきましては消耗品です。鉛筆とかそういったものの用品、あとは光熱水費、電気代と水道、あと修繕料もございます。こちらが需用費になります。修繕料につきましては大体 700 万円程度を見込んでおります。役務費につきましては牛久沼水辺公園のトイレのくみ取りがございましてそちらの手数料と、あと井戸を設置している公園が 4 か所ございますので水質検査及び浄化槽の点検業務です。
以上です。

○後藤委員長
山宮委員。

○山宮委員
すみません、この委託料の部分も教えていただけますか。

○後藤委員長
橘原都市施設課長。

○橘原都市施設課長
委託料につきましては、こちら今回から北竜台地区と龍ヶ岡地区の除草業務というのは、その次の段にございます都市公園除草等費用というふうに移りましたので、多少その分は減額になっておりますが、都市公園管理費の委託料につきましては市内の佐貫地区、旧市

内と佐貫地区の除草業務と低木の剪定、あとは施設の点検業務と遊具の点検業務というのが入っています。

以上です。

○後藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

ありがとうございました。遊具の点検についてはもうよくやったださっているなというふうに思います。ですので、今後も皆さんが遊びやすいように楽しめるようによろしく願います。

それで、一つ、ふるさとふれあい公園の管理棟の中にあるトイレなんですけれども、あれは違いますか、担当が。

○後藤委員長

橘原都市施設課長。

○橘原都市施設課長

福祉のほうで管理していますので、そちらのほうに聞かないとちょっと分かりません。

○後藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

分かりました。じゃ、それはそちらのほうにお聞きします。ちょっとあんまり衛生的でなかったものですから、その辺の要望がないのかなというふうに思ってお聞きしました。

以上です。ありがとうございました。

○後藤委員長

ほかにありませんか。

大竹委員。

○大竹委員

102 ページの森林公園に対して関連でご質問させていただきます。

全員協議会でもそのリニューアルについてご説明ありまして、そういう中で今回用地の買収になるという話をお伺いしました。今まで賃貸でやっていたんですけども、買収のほうにシフトしたその経過をお聞かせください。

○後藤委員長

橘原都市施設課長。

○橘原都市施設課長

お答えいたします。今回、森林公園のリニューアル事業を開始するに当たり、それに伴って用地買収するということにつきましての経緯ということでお答えしたいと思います。

昭和 60 年 7 月にオープンしまして、ずっと賃貸借契約で契約しておりましたが、今回 Park-PFI 事業、ご説明もしたと思うんですけども、公園に特化した民間管理連携事業でございまして、こちらの事業が基本的には 10 年間で担保としまして、その後は 10 年間継続できるというような考え方でございまして、実際 20 年という期間で行っていく

ものになります。

そのようなことで、土地についてもやはり借地をしていますと、やはり途中で、じゃ、ちょっと返してくれとかそういった問題にもなりますので、今回これに併せて買収をしていこうというような経緯でございます。

○大竹委員
了解しました。

○後藤委員長
ほかに質疑等ありませんか。
札幌委員。

○札幌委員
87 ページの不法投棄対策事業です。今行っている事業の内容を教えてください。

○後藤委員長
重田生活安全課長。

○重田生活安全課長
不法投棄対策事業でございますが、やっている内容といたしましては、まず不法に投棄された盛土残土等のパトロール行っていて、これに伴いまして不法投棄管理監という者を雇用していますが、そちらの報酬等の費用が入っております。

あとは、不法投棄されたものにつきまして回収したものに対して、可処分費といえますか、そちらの費用を計上しております。

あとは、もう随時ですけれども、そういう現場が発生した場合には防犯カメラ等をリースで設置しまして、そのリース料ということで費用を計上しております。

主なものとしては以上でございます。

○後藤委員長
札幌委員。

○札幌委員
不法投棄管理監の出勤状況、状態といえますか、教えていただければと思います。

○後藤委員長
重田生活安全課長。

○重田生活安全課長
お答えいたします。

不法投棄管理監でございますが、こちらは月に6日、週2回9時から15時までの勤務となっております、こちらが勤務となっております。

以上です。

○後藤委員長
札幌委員。

○札幌委員
じゃ、まちなかで不法投棄が見つかったというときに、具体的にどういうふう動き出

すのかを、ちょっとイメージ分かるように教えていただきたい。

○後藤委員長
重田生活安全課長。

○重田生活安全課長
不法投棄管理監におきましては、以前に違法盛土のあった場所とかそういうところを重点的にパトロールしていただいております、まちなかで不法投棄があった場合にはまず連絡のほうをこちら生活安全課、もしくは環境対策課のほうに連絡が来ると思いますので、そちらの場所につきましては連携しまして職員がまず見て回っています。その後は悪質なものについては不法投棄管理監とも連携しまして随時パトロールを行っているところです。
以上です。

○後藤委員長
札幌委員。

○札幌委員
その不法投棄の追跡とかはどうなんですか。

○後藤委員長
重田生活安全課長。

○重田生活安全課長
場所を確認しまして、まずは民地であるのか、路上とかにもよると思いますが、そういう状況であれば市の札を貼りまして、まず撤去していただきというのをお願いしまして、その後、ずっと続いているものにつきましては随時回収をしております。

○後藤委員長
札幌委員。

○札幌委員
ありがとうございます。当市において大分不法投棄も本当に少なくなってきたと思うんですけども、ごくたまにまだありますので、予算づけがもうちょっとあったほうがいいのかなと思うぐらいですけれども、しっかりと少ない予算ですけれども、よろしく願いしたいと思います。
以上です。

○後藤委員長
ほかにありませんか。
大竹委員。

○大竹委員
93 ページです。新規就農者経営支援事業ですけれども、ここ数年の新規就農者の人数等々をお聞かせください。

○後藤委員長
秋山農業政策課長。

○秋山農業政策課長

まずこちらの新規就農者経営支援事業ですけれども二つの事業から構成されておりました、まず一つが国の事業で国補事業であります新規就農者育成総合対策事業、来年度から名称が変わることなんですけれども、これまでの農業次世代人材資金という形の補助になります。もう1点が、新規就農者経営支援事業ということで、こちらは先ほどの新規就農者育成総合対策支援事業、国の事業に要件を緩和する形で市が独自で補助する事業を平成31年から創設したもので、この2点の事業の構成からなっております。

まず、国の事業につきましては、令和2年度が2名で300万円、令和3年度が同じく2名で300万円、令和4年度が同じく2名で300万円の交付があります。また、市独自の支援に対しましては、令和2年度が2名で180万円、令和3年度につきましては3名の方が対象で240万円、令和4年度につきましては2名の方が対象ということで150万円ということになっています。

以上でございます。

○後藤委員長

大竹委員。

○大竹委員

了解しました。

○後藤委員長

ほかに質疑ありませんか。

鴻巣委員。

○鴻巣委員

一つだけちょっと教えてもらいたいですけれども、95ページ、にぎわい広場管理の工事請負費って何を工事するのですか。

○後藤委員長

海老原商工観光課長。

○海老原商工観光課長

にぎわい広場修繕工事については、にぎわいステージのほうが老朽化しておりまして、にぎわいステージに関しましては園児等も上れますので、今まで暫定的な工事を繰り返してきてはいたんですが、根本的な解決にならないものですから、ステージの改修を行うこととするものでございます。

以上です。

○後藤委員長

ほかに質疑等ありませんか。

[発言する者なし]

○後藤委員長

別にないようですので、書面質疑に入ります。

書面質疑一覧表に基づき、順番に質疑に対する答弁をお願いいたします。なお、答弁者におかれましては挙手をいただき、質問項目の予算書等のページ、事業名、質問趣旨を読み上げ、それに対し簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

それでは、金剛寺 博議員の書面質疑に対する答弁をお願いいたします。
秋山農業政策課長。

○秋山農業政策課長

それでは、議案第 27 号 令和 5 年度龍ケ崎市一般会計予算、歳入予算要求状況表 8 ページ、農業公園湯ったり館使用料についてです。また、関連がございますので、歳出予算要求状況表 10 ページ、農業公園湯ったり館管理費及び 11 ページ農業公園湯ったり館運営費について併せてお答えいたします。

まず、歳入について令和 4 年度の状況としまして、令和 5 年 2 月末現在の利用者数につきましては、日帰り入館者数 11 万 9,361 人、宿泊者数 1,662 人、利用者合計は 12 万 1,023 人。使用料収入としましては 6,415 万 2,398 円となっており、3 月までの年間実績利用者はおおむね 13 万 5,000 人、使用料収入は約 7,000 万円を見込んでおります。

令和 4 年における利用者数増加に向けた取組としましては、スタンプカードによる特典の提供や季節に応じたイベント風呂の実施、送迎バスの運行による日帰り湯ったり館イベントの開催、こもれび森のイバライドとの連携によるサービスパックの設定、農業公園豊作村の市民農園事業や各種企業団体と連携したサービス提供など、これまでの取組継続に加え、新たに「いい風呂の日」をうたった 11 月 26 日限定の入館料割引イベントを開催し、こちら当日はこれらコロナ蔓延以前の入館者数実績における土曜日の平均 561 人に対し約 3 割増しの 747 人の方にご利用いただいたところでございます。

次に歳出におきましては、工事修繕などの管理費及び指定管理者に対する業務委託による運営費用といたしまして、令和 4 年度当初予算額 1 億 4,642 万 1,000 円に対し、令和 5 年度要求額が 1 億 8,655 万 3,000 円と 4,013 万 2,000 円の増額となっております。その理由としましては、原油高騰の影響を受けた光熱水費の大幅な上昇を要因に、指定管理に対する業務委託料について増加したというものです。

続きまして、予算要求状況表 8 ページ、たつのご産直市場使用料についてです。また関連がございますので、歳入予算要求状況表 11 ページ、たつのご産直市場管理費、13 ページ、たつのご産直市場運営費について併せてお答えいたします。

まず、売上げ拡大のための取組についてですが、当該施設につきましては平成 30 年 4 月の開始により、出荷者の増加や品ぞろえの拡大、稲敷地域農業改良普及センターや市の栽培指導員による品質向上の指導により、安心・安全で充実した品目の確保に取り組んでいます。また、各種イベントの開催や食と農のアンバサダーを活用したレシピ集の作成や、SNS による調理方法の紹介など、農産物の魅力を市内外に発信することで農産物などが身近に感じられる活気あふれる施設として発展を図り、ひいては農業者支援に繋がるよう努めております。

来年度におきましてもこれまでの取組を軸に、さらなる売上げ向上に努めていく予定であり、具体的には量販店では購入することができない希少性の高い品目や、新鮮で安全・安心な差別化が図れる農産物の拡充、売れ筋品目の品切れ防止などの、生産の確保が重要と考えており、出荷者と話し合いを進めているところです。

また、令和 4 年度からふるさと龍ケ崎ブランド農産物の市外に向けた販売ビジュアルや、市内飲食店での活用に取り組んでおりまして、ブランド農産物の販売セールスが市内農産物の消費拡大を牽引し、新たな顧客を発掘し、食材など利用者を拡大することで売上げの向上を目指すなど、今後も農業者支援に繋がるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、令和 5 年度の収支についてですが、歳入につきましては、売上金額を 1 億 1,000 万円と見込んでおり、使用料収入は 1,345 万 5,000 円を計上しております。

歳出は管理運営費につきましては、建物リース期間が令和 4 年度で満了となるため、年額 644 万 7,080 円の支払いが必要なくなり、光熱水費、運営委託や施設経理に係る委託料、電子決済などの手数料、保冷車のリース料などを中心に 1,090 万 3,000 円計上しております。

また、運営に係る職員の人件費につきましては、任期付き職員が1名と会計年度任用職員が1名で988万2,656円となっており、管理運営費と人件費で合計すると2,078万5,656円を計上しており、収支と支出の差であります。歳出が733万656円上回っております。

以上でございます。

○後藤委員長

海老原商工観光課長。

○海老原商工観光課長

続きまして、予算要求状況表52ページ、ふるさと龍ヶ崎応援事業についてでございます。寄附金増額に伴い予算が増額になっておりますが、地域活性化起業人派遣事業以外にも寄附金増額の施策についての質問についてお答えいたします。

ふるさと納税の寄附受入額の増加を図る取組といたしましては、これまで返礼品の改革に加え、ポータルサイトの追加や専門紙を活用した広報に取り組んでまいりました。また、令和4年度からはポータルサイトに掲載されております写真の画質が粗いことや明るさが足りないことなどから、返礼品の魅力を伝えることができなかつたため、返礼品の写真撮影及びサイトに掲載するための専門家に委託しております。さらに、令和5年度からはふるさと納税ポータルサイトを活用した広報を計画し、ふるさと応援事業にこの予算を計上しております。

今後につきましても効果的なポータルサイトの利用や新たな返礼品の発掘など、寄附金増額に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、歳出予算要求状況表52ページ、地域活性化起業人派遣事業についてです。ふるさと龍ヶ崎応援事業に従事することですが、業務内容、業務形態、その業務によりどのような効果を期待してまいりますが質問の趣旨です。

お答えいたします。地域活性化起業人派遣事業は総務省が指導する地域人材派遣制度を活用する事業で、地方公共団体が三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事していただく制度でございます。

派遣期間中の業務につきましては、派遣元企業と協議を行った上で協定によって決定するものでございますが、主にふるさと納税に関する寄附データの分析や活用及び企業人の知識や提携を持たせたマーケティングを予定しております。派遣期間及び勤務日数は令和5年5月から令和6年3月までの11カ月間とし、所定労働日数の半分程度の勤務を考えております。

最後に、当該事業による効果につきましては、広告やPRなどのプロモーションや寄附データの分析といった専門的知識及び人脈、ノウハウの活用により、他自治体との差別化を図り、寄附受入れの増加を期待しているところでございます。

以上でございます。

○後藤委員長

渡辺環境対策課長。

○渡辺環境対策課長

同じく、歳出予算要求状況表32ページ、温暖化対策実行計画（区域施策編）策定費の委託料についてです。質問の趣旨は、1番目、環境省サイトでは事務事業編、区域施策編があり、県内の作成状況（R3年度）、事務事業編41、区域施策編17となっておりますが、当市の状況と両者の計画の内容について。

2 番目で、今年度予算で実行する内容、計画完成年について。

3 番目、第 2 次環境基本計画の見直し予定についてです。

お答えします。温暖化対策実行計画（区域施策編）策定費について、最初に事務事業編及び区域施策編について、本市の作成状況と今後の計画内容についてです。

地方公共団体は地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体実行計画を作成することとされております。この地方公共団体実行計画には、地方公共団体自らの事務事業に関する温室効果ガス削減計画である温暖化防止実行計画（事務事業編）と、事業者・住民等の取組も含めた区域全体の削減計画から、温暖化対策実行計画（区域施策編）の二つの計画があります。

本市の事務事業編につきましては、今年度第 5 次計画を策定し、現在公表の準備を進めております。なお、区域施策編につきましては、平成 28 年度に作成しました第 2 次環境基本計画に組み入れて策定しております。

次に、令和 5 年度に行う内容及び計画、完成予定について、当該業務委託については補助事業として採択されることを前提としておりますが、経済産業省及び環境省等の統計情報を基に本市全域のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量の現状把握、分析等による将来エネルギー量需要費、温室効果ガス排出量の推計などによる削減目標とロードマップの作成、また再生可能エネルギーポテンシャルの推計や種別ごとの導入状況の設定など、区域施策編策定に向けた調査のほうを予定しております。

なお、この基礎調査に基づいて令和 6 年度に本市の温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定したいと考えております。

最後に、第 2 次環境基本計画の見直し予定についてです。第 2 次環境基本計画に温暖化対策実行計画（区域施策編）が組み入れられていることから、関係する箇所についての修正は令和 5 年度から着手していきたいと考えております。全体的な見直しについては、第 3 次計画を策定する際の検証の中でやってまいりたいと考えております。

以上です。

続きまして、歳出予算要求状況表 38 ページ、公害対策費委託料です。質問の趣旨は、牛久沼等水質浄化推進対策予算が皆減となりましたが、これまで取り組んだ成果、研究機材等今後に生かされるものはありますかという質問です。お答えいたします。

公害対策費について、最初にこれまで取り組んだ成果についてです。牛久沼等水質浄化促進対策、二枚貝を増殖させる実証取組につきましては、令和元年度よりつくば市内の研究池で増殖を試みる研究を開始しました。令和 3 年度にはヌマガイが池内で、再生産しその後も順調に成長していることを確認したところです。令和 4 年度にはヌマガイのさらなる増殖を試み、その結果、78 個体、前年度比 20 個体を確認しております。さらに令和 4 年度には将来的にヌマガイを牛久沼に放流する際の基礎データ取得のため、令和 3 年度に研究で再生産されたヌマガイの稚貝のうち 20 個体を 6 月に牛久沼の浅瀬に放流区画を二つ設置し、その中へ 10 個ずつ放流して、成育状況や生残状況についてモニタリング調査を実施したものです。その結果であります。生残個体数は 10 個と半減したものの殻長の推移から研究池で再生産されたヌマガイが牛久沼内においても成長していると確認しました。

最後に、これまでの研究成果について今後に生かせるものはあるかのご質問になりますが、今回発表のあった研究結果を踏まえ、課題や問題点等を整理し、研究成果を生かせるよう検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○後藤委員長

次に、伊藤悦子議員の質疑に対する答弁をお願いいたします。

海老原商工観光課長。

○海老原商工観光課長

続いては歳出予算状況表 52 ページ、地域活性化起業人派遣事業についてです。派遣先など具体的内容についてが質問の趣旨です。

お答えいたします。本事業に計上しております負担金 513 万 4,000 円は、派遣に係る費用として派遣元企業に負担するものでございます。なお、本事業による起業人の受入れ期間中に要する経費につきましては、年 560 万円を上限に事業推進に向けた国からの財政支援があり、年の途中から受入れを開始した場合は月割りにより計算するとされておりますことから、本市の起業人受入れ期間であります令和 5 年 5 月から令和 6 年 3 月までの 11 か月分を計上したものであります。

次に、起業人の派遣元でございますが、現在予定している企業と協定を締結するための調整を行っているところであり、起業者の決定は 4 月に予定しております。

次に、起業人の身分についてです。起業人は派遣元企業の身分で来ていただくものであり、市職員の身分ではございません。そのため、健康保険や業務において使用するパソコンなどの備品につきましては、派遣元企業の負担となります。

以上でございます。

○後藤委員長

渡辺環境対策課長。

○渡辺環境対策課長

同じく歳出予算要求状況表 32 ページ、温暖化対策実行計画（区域施策編）策定費委託料についてです。質問趣旨は、内容、委託先について。

お答えいたします。温暖化対策実行計画（区域施策編）策定費の内容につきましては、先ほど金剛寺議員にお答えしたとおりです。

次に、委託先につきましては、当市の建設コンサルタント業務に関する競争入札参加資格者名簿に登録のある業者を基本に当該業務の実績等のある業者を見込んでおります。

以上です。

○後藤委員長

海老原商工観光課長。

○海老原商工観光課長

歳出予算要求状況表 1 ページ、若者世代等就職支援事業についてでございます。

市内での求人数の把握と学生、若者への取組についてが質問の趣旨です。

お答えいたします。この事業は若者世代に市内企業における雇用機会の創出や、定住人口の増加を目的としており、本市独自の就職イベントを開催するものであります。

はじめに、市内求人数の把握についてでございます。龍ヶ崎市公共職業安定所ハローワーク龍ヶ崎から提供されております雇用情勢関係資料によりますと、令和 4 年 12 月時点での本市における有効求人数は 1,207 人で、有効求人倍率は 1.29 倍となっております。それが前年度 1.23 倍との比較で 0.06 ポイント上昇しており、新型コロナウイルス感染症等による影響から復調の兆しが見えているものと考えております。

しかしながら、ハローワーク龍ヶ崎管内 1.10 倍との比較で 0.19 ポイント高くなっているものの、茨城労働局管内 1.49 倍との比較では 0.2 ポイント低いことを踏まえますと、本市の求人数は求職者が複数の企業の中から就職先を選択できる状況とまでは至っていないことも推測されます。

次に、学生、若者への取組についてでございます。当事業は事業の目的を達成するために令和 4 年度に引き続き実施するものであります。さらに、この就職イベントのほかには学生や若者に限定した取組ではございませんが、ハローワークと連携して取り組んでおり

ます求人情報の提供や面接対策のセミナーの開催など、求人者への支援を行っております。以上です。

引き続き歳出予算要求状況表 25 ページ、創業支援事業負担金、補助金及び交付金の補助金、創業促進事業についてです。継続者数と新規見込数についてでございます。

お答えいたします。創業促進事業の補助金は本市で認定しております創業スクールを受講するなど一定の要件を満たす創業者に対し、最長3年間補助するものとなっております。1年目は創業等に係る経費及び店舗等賃借料、2年及び3年目は店舗等賃借料を補助することとしております。この2年目及び3年目の対象者でありますいわゆる継続者の令和5年度につきましては、2年目、3年目、それぞれ5事業者ずつの合計10事業者分の予算を計上しております。なお、3年目の対象事業者につきましては、令和4年度に2年目として支援した5事業者が引き続き対象とおなおります。

次に、令和5年度に新たに対象となる事業者数の見込みにつきましては、これまでの申請状況等から制度の利用を希望する全ての事業者に対し支援できるよう、11事業者分の予算を計上したものであります。

以上でございます。

○後藤委員長

橘原都市施設課長。

○橘原都市施設課長

歳出予算状況表、土木費の28ページ、森林公園リニューアル事業についてでございます。令和6年度完成予定です。土地の買収が未完了でも事業を進めることになりませんかというご質問でございます。

お答えいたします。森林公園リニューアル事業につきましては、令和5年度と6年度の2か年の事業で実施していくものでございます。令和5年度の事業といたしましては、公園の整備、管理、運営を一括して行うPark-PFI事業の公募及び選定を行うとともに、用地取得に伴う土地評価等不動産鑑定業務などを実施し、土地地権者との用地交渉を行います。令和6年度には用地の取得及びリニューアル工事を行い、令和7年4月にリニューアルオープンをいたします。

なお、ご質問の土地の買収が未完了の場合におきましては事業を進めるのかということでございますが、土地の買収が未完了の場合におきましても土地賃貸借契約の内容変更は必要となりますが、事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○後藤委員長

次に、大野誠一郎議員の質疑に対する答弁をお願いいたします。

秋山農業政策課長。

○秋山農業政策課長

それでは、議案第27号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計予算、歳入予算状況表8ページ、農業公園湯ったり館使用料について。併せまして歳出予算要求状況表10ページ、農業公園湯ったり館管理費及び11ページ農業公園湯ったり館運営費についてでございます。要旨につきましては収支状況について。もう1点、収支状況についてマイナスであるが、令和5年度以降の対策はということでございます。

まず、令和5年度予算における収支状況ですが、使用料収入7,400万円に対しまして、歳出が管理費として修繕費424万1,000円と、運営費として指定管理に伴う業務委託料1億8,231万2,000円で、歳出合計として1億8,655万3,000円を見込み、収支差は歳出から1億1,255万3,000円上回っている状況となっております。

収支状況の改善策としましては、まず第一に利用者数の増加を図ることが必要ですので、これまでも様々取り組んできたところですが、令和2年以降の3年間はコロナ禍における制限等により積極的に集客に取り組むこともままならない状況が続いていたわけですが、ここ数か月でようやく収束に向かってきましたので、令和5年度におきましてはまずこの3年間のマイナスを取り戻すべく、既存の取組の周知、PRに努めるとともに、令和4年度に新たに開始し、好評であった11月26日限定の入館割引イベント「いい風呂」の日を毎月26日を風呂の日として開催していきたいと考えております。

また、新たな宿泊利用者の獲得のために、こもれび森のイバライドと連携した宿泊パック利用の促進も取り組みたいと考えております。

次に、第2の収支改善策としましては、当然ながら事業費の削減が重要であると捉えておりますが、近年の燃油高騰の影響による光熱水費の増加は令和5年度見込みでおよそ4,000万円の増加とあまりに過大となっております。また、需用費の支出の中でも光熱水費が大きな割合を占め、そのほかの費用につきましても人件費や維持管理費といった固定費が事業費の支出の大半であることから、大幅な事業費削減が難しいという状況でもございます。そのような中でございますが、開館日数の変更や開館時間の短縮などにより人件費及び光熱水費の削減は可能であると考えております。

いずれにしましても、湯ったり館の管理運営につきましては指定管理者である龍ヶ崎まちづくり文化財団と連携しながら、利用者増加や事業費の削減に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、歳入予算要求状況表8ページ、たつこの産直市場使用料について、併せまして歳出予算要求状況表11ページ、たつこの産直市場管理費、13ページたつこの産直市場運営費について併せてお答えさせていただきます。要旨につきましては、歳入でたつこの産直市場使用料について、歳出のほうで人件費を含む収支状況について。もう1点が、収支状況マイナスであるが令和5年度以降の対策ということで売上げ増を図るための売上げ額の採算ラインはどのぐらいなのか。人件費の削減方法は。そのほか考えられる対策はということでございます。

まず、たつこの産直市場の使用料ですが、当該施設の売上げは施設が開始した平成30年度が約3,600万円、令和元年度が約4,500万円、令和2年度が約6,300万円、令和3年度が約8,000万円と順調に売上げを伸ばしており、令和5年度は1億1,000万円の売上げに目標を設定し、使用料収入は1,355万5,000円を計上しております。

次に、人件費を含む収支状況ですが、歳入の使用料収入が1,355万5,000円に対し、歳出の人件費を含む管理運営費の合計が2,078万5,656円を計上しておりますので、歳出が733万656円上回っております。

次に、売上げ額の採算ラインですが、令和4年度において建物リースが終了することから、今後人件費を含めたランニングコストについては、基本的には年間約2,000万円程度と試算し、歳出が歳入を上回るには約1億7,000万円の売上げが必要ではないかと考えております。

また、人件費の削減方法についてですが、令和4年度は任期付き職員2名体制で運営を行っていましたが、令和5年度は任期付き職員1名と会計年度任用職員1名体制とすることで人件費の削減に取り組んだところですが、ライフワークバランスを考慮した施設運営を行うには最低でも2名の職員配置が必要となりますので、そういった点を考慮しながら職員を配置してまいりたいと考えております。

最後に、そのほか考えられる対策ですが、まず収入を増加させる手段として売上げ増加の取組や使用料の改定が考えられますが、当該施設は農業者の支援を目的の一つとしており、農業資材や飼料が高騰し農業経営が圧迫している昨今の状況で、農業者支援を優先に考えると使用料の改定は慎重に検討しなければならないと認識しております。このことから、金剛寺議員にお答えしましたとおり、まずは売上げ拡大の取組を継続し、より活気ある直売所での発展に努めることが大切であると考えております。

以上でございます。

○後藤委員長

次に山村 尚議員の質疑に対する答弁をお願いいたします。
鴻巣コミュニティ推進課長。

○鴻巣コミュニティ推進課長

歳出予算要求状況表の 12 ページ、市民活動サポート推進事業でございます。協働事業提案制度との違いは、が質問の趣旨です。

お答えいたします。市民活動サポート推進事業につきましては、現行制度であります市民活動ステップアップ補助金と、協働事業提案制度を廃止し、スピード感と利用者側の満足度を重視した上、これらをリニューアルする形で新たに創設した補助金制度であります。

この補助金制度は、団体の初期に対するスタートダッシュ支援と、団体の拡充期に行う事業に対するジャンプアップ支援の 2 コースで構成し、各目的に応じて補助金を交付するものであり、協働事業提案制度との主な違いにつきましては、公開プレゼンテーションを廃止することで申請のハードルを下げ、市民活動団体の機運が高まっているときに事業の実施ができるよう補助金交付までの時間を短縮することや、事業の継続性という観点から、一定の自己負担割合を設けたこと、原則 100 万円の上限額をジャンプアップ支援において限られた予算の範囲でより多くの団体に利用していただきたいという趣旨から 30 万円とした点でございます。

なお、予算の内訳といたしましては、スタートダッシュ支援は 1 団体 10 万円の上限額、9 割の補助率です。令和 5 年度は 3 団体分を計上しており、ジャンプアップ支援は先述したとおり 1 団体 30 万円の上限額、1 回目 9 割、2 回目 8 割の補助率で、令和 5 年度は 4 団体分を計上しており、総額 150 万円の予算計上をしたところであります。

以上でございます。

○後藤委員長

海老原商工観光課長。

○海老原商工観光課長

歳出予算要求状況表 52 ページ、地域活性化起業人派遣事業についてでございます。どのような経歴、実績を持つ人材を民間から派遣してもらおうと考えているかが質問の趣旨です。

お答えします。派遣していただく人材につきましては、民間企業で培ったマーケティングなどの専門知識、業務経験等を生かし、ふるさと納税寄附金受入額の増加を目指せる人材の派遣を考えております。

なお、今後派遣元企業から推薦のあった方につきましては、その方の経歴や実績がふるさと納税の受入れ推進のために有効なものか判断するとともに、面談による選考を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○後藤委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

歳出予算要求状況表 60 ページ、A I オンデマンド交通実証実験の具体的な内容についての質問でございます。

令和 5 年度において市民生活の質的向上や地域の活性化に寄与する新たな交通サービス

の実現可能性を探るため、A I オンデマンド交通の実証実験を予定しております。予算措置につきましては、令和4年第4回定例会におきまして補正予算にてシステム構築及び支援の業務に係る2,346万3,000円について、2か年の債務負担行為とさせていただいております。

そのほか、運行事業者への運行補助金2,166万円、合計4,512万3,000円を令和5年度予算に計上をし、ご審議をいただいているところでございます。2月中旬にはシステム構築及び支援に係る事業者選定事業に着手しまして、5月中の契約により手続を進めているところでございます。

それでは、事業の具体的な内容でございます。

まず、実証実験の地域と期間ですが、現状のコミュニティバスの利用状況や既存の公共交通機関に与える影響を考慮しまして、市域の東部地区である長戸地区、八原地区、城ノ内地区、龍ヶ崎地区、龍ヶ崎西市区、大宮地区で令和5年度10月から令和6年3月まで6か月間を予定しております。運行時間は午前8時30分から午後5時まで、実験に使用する車両はタクシー会社で使用されていますセダンタイプの車両2台を予定してございます。運賃は既存のコミュニティバス及び乗合タクシーを勘案して300円とするものでございます。

そして、予約の方法につきましては、スマートフォンのアプリケーション、インターネットからの予約のほか、オペレーターを介した電話の予約も可能とします。

停留場は実験地域内のコミュニティバスの停留所約180か所に加え、改めて90か所を設置しまして、合計で270か所を設ける計画としております。

次に、実証実験で検証する内容でございます。利用者の見込み人数と既存の公共交通、主にコミュニティバスから代替が可能であるかとの検討をするため、利用者数や乗降、場所など、そして利用時間8時間のほか、コミュニティバスや乗合タクシーの比較、さらには稼働台数、及び車種などについて調査して参りたいと思います。

○後藤委員長

橘原都市施設課長。

○橘原都市施設課長

続きまして、歳出予算状況表28ページ、森林公園リニューアル事業についてでございます。リニューアル事業の進め方は、P a r k－P F Iの応募状況はという二つのご質問になりますが、P a r k－P F Iの応募につきまして来年度に実施いたしますので、リニューアル事業の進め方につきましてお答えいたします。

森林公園リニューアル事業につきましては、令和5年度と6年度の2か年の事業として実施していく予定でございます。令和5年度には公園の整備、管理運営を委託することP a r k－P F I事業の公募を行います。公募に当たりましては、現段階での想定ではございますが、森林公園は自然豊かであり自然と親しめる公園でございますので、キャンプ場施設やアスレチック施設などのアウトドア施設、さらに子どもの遊び場などの設置を必須条件にしていきたいというふうを考えております。また、公募におきましては事業者選定を行い、幾つかの協定を締結いたしまして、令和6年度にリニューアル工事を行い、令和7年度4月にリニューアルオープンいたします。

用地に関しましても現在借地ではございますが、今回の事業に併せ用地取得をしていきたいというふうを考えておりますので、令和5年度には土地評価業務と不動産鑑定業務などを実施しまして、土地地権者と用地交渉を行い、令和6年度には用地の取得をしたいと考えております。

以上です。

○後藤委員長

以上で書面質疑を終了といたします。

それでは採決いたします。

議案第 27 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

この後、下水道事業会計の審査に入りますが、市民生活部、産業経済部につきましては関連がございませんので退席していただこうと思います。併せて 12 時を回っておりますけれども、32 号だけでするので引き続き審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長

それでは、ご異議がありませんので、市民生活部、産業経済部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔市民生活部、産業経済部職員退席〕

○後藤委員長

それでは、議案第 32 号 令和 5 年度龍ヶ崎市下水道事業特別会計予算について、執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案第 32 号 令和 5 年度龍ヶ崎市下水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書の 246 ページをお開き願います。

令和 5 年度龍ヶ崎市下水道事業会計予算の予算総額といたしましては、第 3 条の収益的収入及び支出のうち（2）支出の第 1 款と第 2 款の合計 23 億 5,115 万 1,000 円と第 4 条の資本的収入及び支出のうち（2）支出の第 1 款と第 2 款の合計 13 億 7,204 万 5,000 円を合算した 37 億 2,319 万 6,000 円となります。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出のうち、新規項目や主要事業などにつきましては 304 ページからの予算明細書のとおりでございます。

詳細につきましては事前にご説明いたしましたとおりでございます。

ご審議のほどよろしく願います。

○後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

〔「ありません」呼ぶ者あり〕

○後藤委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第 32 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして環境生活委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。